

平成 25 年度 茨木市都市計画税の使途状況について

都市計画税は、都市計画事業・土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただくための目的税です。主な使途としては、街路整備事業、下水道事業、公園整備事業などがあります。

平成 25 年度の都市計画税（3,685,823 千円）は、以下のとおり都市計画事業費等（9,437,191 千円）の財源として活用しました。

○平成 25 年度都市計画税使途状況

都市計画事業費等の内訳

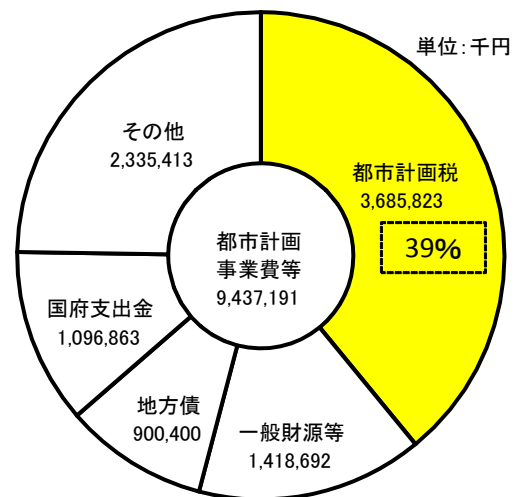
(単位:千円)

都市計画事業費等		9,437,191
使途内訳	街路整備	1,928,759
	公園整備	633,907
	下水道整備	1,725,241
	地方債償還	5,149,284

都市計画事業費等の財源内訳

(単位:千円)

都市計画事業費等		9,437,191
財源内訳	都市計画税	3,685,823
	一般財源等	1,418,692
	地方債	900,400
	国府支出金	1,096,863
	その他	2,335,413



都市計画税は都市計画事業費等の約 39% を占め、市内の街路整備や公園整備などに使われています。